伊敷小学校樹木伐採業務委託仕様書

1　業務名

伊敷小学校樹木伐採業務委託

2　業務の目的

学校及び周辺道路への安全性を確保し、良好な環境を保全するため、樹木伐採を行うもの。

3　契約期間

契約締結の日から令和９年２月２６日まで

4　履行場所

伊敷小学校（鹿児島市伊敷五丁目１９番１号）

5　業務の対象物

別紙「図面」のとおり

6　業務の内容

(1) 業務着手前の現地確認

(2) 学校敷地外周部の樹木伐採

7　業務着手前の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び図面に基づき、現地調査を行うこと。

8　学校敷地外周部の樹木伐採

(1) 事前協議

現地調査後、発注者と樹木伐採の範囲やスケジュール等について協議を行うこと。

(2) 樹木伐採

樹木は、地際から 20～30cm 程度の高さで伐採し、切り株として残置すること。なお、切り株には萌芽防止措置を講じるとともに、切断面を水平に整え、鋭利な突起が残らないよう処理すること。

(3) 樹木伐採の記録

写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

ア　着工前

イ　作業状況

ウ　完了

エ　伐採木処分状況（運搬車両含む）

(4) 実施報告書の提出

業務の完了後、発注者に以下の内容を記した実施報告書を提出し、発注者の検査完了後、

発注者が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

ア　作業状況写真

イ　その他関係機関への届出

9　その他

(1) 本業務により発生する伐採木について、資源化（活用されなければ不用となる物又は廃棄物を、再び使用すること、原材料として利用すること、熱源として利用すること等をいう。）に資する措置を可能な範囲で行うこと。

(2) 伐採木を処分する場合は、産業廃棄物管理票のＥ票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。

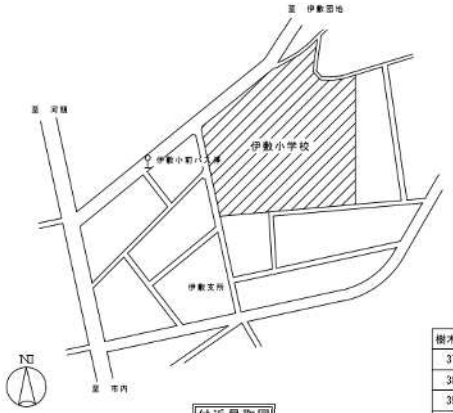
(3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。

(4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

(5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。

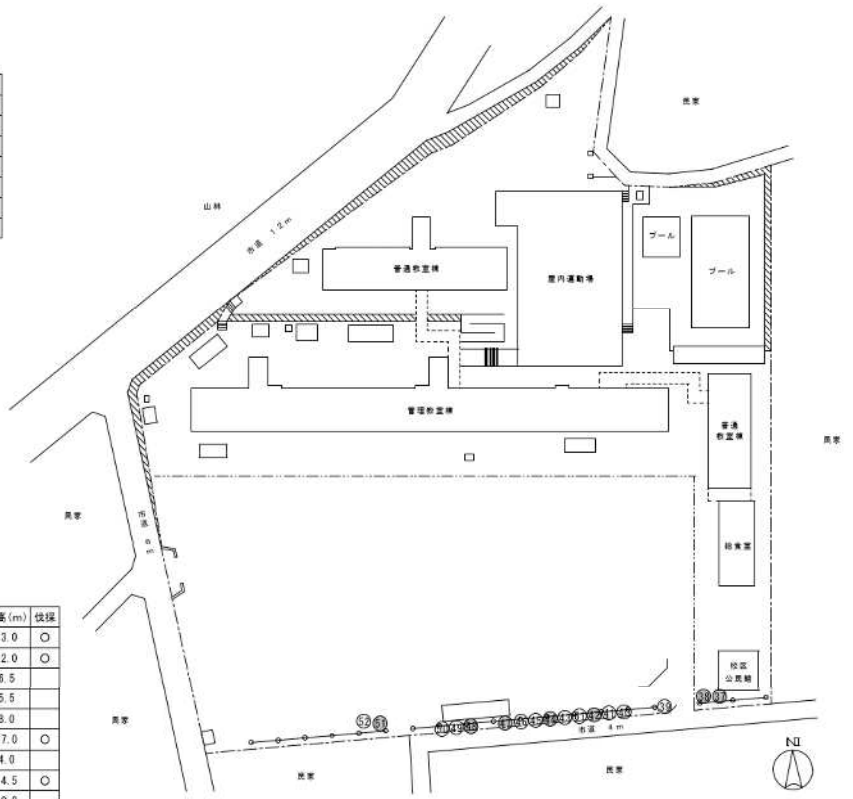
特記事項

1．業務着手前に現地調査を十分に行うこと。
2．事前に学校と協議し、業務に支障をきたすことのないようにすること。
3．施工に当たっては、児童、職員、学校着等の安全を確保し、事故防止に万全を期すこと。
4．施工期間中は、安全作業に努めるとともに、火気等にも十分注意して作業すること。
5．施工期間中は、粉塵等の発生にも十分留意し、衛生を確実に行い作業するとともに、作業後は清掃を行うこと。
6．施工期間中は、防災、防犯関係が無警戒とならないようにすること。
7．作業中は業務委託関係者であることがわかる腕章を身に着けること。
8．万一既設建物及び機器等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の負担にて原形復旧すること。



付近見取図

樹木No.	樹種名	樹高(m)	伐採
37	クスノキ	13.0	○
38	メタセコイア	12.0	○
39	ソメイヨシノ	6.5	
40	カナリヤシ	5.5	
41	ソメイヨシノ	8.0	
42	イチョウ	17.0	○
43	ソメイヨシノ	4.0	
44	イチョウ	14.5	○
45	ソメイヨシノ	10.0	
46	キンモクセイ	9.5	
47	イチョウ	17.5	○
48	ソメイヨシノ	9.0	○
49	モミジ	7.0	
50	ソメイヨシノ	7.0	
51	イチョウ	13.5	○
52	クスノキ	14.5	
61	カナリヤシ	5.5	



配置図 S=1/700　　：伐採樹木

樹木伐採：樹木は、地際から20～30cm程度の高さで伐採し、切り株として残置すること。
切り株には萌芽防止措置を講じるとともに、切断面を水平に整え、鋭利な突起が残らないよう処理すること。

伊敷小学校樹木伐採業務委託	図面番号 1/1
付近見取図・配置図・特記仕様書	